第1編

(1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉に係る保安措置)

附則()

(施行期日)

第1条

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。

2. 添付2 (管理対象区域図) の免震重要棟2階他の管理対象区域図面の変更は、区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則(平成27年7月9日 原規規発第1507095号)

(施行期日)

第1条

2. 第26条第2項(2)については、水位監視装置の設置工事が完了し、運用を開始した時点から適用するものとし、それまでの間は従前の例による。

附則(平成27年5月28日 原規規発第1505281号)

(施行期日)

第1条

2. 第5条第2項(26)の運営設備グループの職務及び第21条については、原子力規制委員会の認可を受けた日から60日以内に適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則(平成26年7月9日 原規規発第1407091号)

(施行期日)

第1条

- 2. 第5条, 第38条, 第39条, 第42条の2及び第81条については, 雑固体廃棄物 焼却設備の運用を開始した時点から適用することとし, それまでの間は従前の例による。
- 3. 添付1 (管理区域図)及び添付2 (管理対象区域図)の図面の変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則(平成25年8月14日 原規福発第1308142号)

(施行期日)

第1条

2. 第17条第3項及び第4項の1号炉及び2号炉の復水貯蔵タンク水については、各号炉の復水貯蔵タンクの運用開始時点からそれぞれ適用する。

添付2については核物質防護上の理由から 公開しないこととしております。

添付2 管理対象区域図

(第45条, 第47条及び第48条関連)